

## 桜美林大学における公的研究費に係る不正な取引に関与した業者への処分方針

令和2年9月10日制定

### (目的)

第1条 この方針は、「桜美林大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」第26条第4項に基づき、公的研究費に係る不正な取引に関与した業者に対する取引停止その他の措置について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (取引停止の措置)

第2条 最高管理責任者は、業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて期間を定め、当該業者との取引停止を行うものとする。

2 最高管理責任者は、前項の措置を講じた場合は、直ちに事実関係の概要、措置の内容及びその理由、その他必要事項を当該業者に通知するものとする。

3 取引停止の期間は、3か月以上2年以下とする。

### (取引停止期間の特例)

第3条 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、再度不正使用に関与したと認められる場合における取引停止の期間は、6か月以上2年以下とする。

2 前項のうち、取引停止の期間中に、不正使用に業者が関与したと認められた場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

3 最高管理責任者は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになった場合は、当該業者に対する取引停止を解除するものとする。

### (指名等の取消し)

第4条 最高管理責任者は、取引停止された業者について、すでに競争入札の指名を行っている場合又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

### (取引停止期間中の下請等の禁止)

第5条 最高管理責任者は、取引停止期間中の業者が本学の契約に係る全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りではない。

### (取引停止に至らない事由に関する措置)

第6条 最高管理責任者は、取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(改廃)

第7条 この方針の改廃は、常務理事会の議を経て行う。

附 則

この方針は、令和2年9月10日から施行する。

別表 取引停止の措置要件

| 区分         | 措置要件  |
|------------|---|
| 虚偽記載       | 本学発注の契約に関し、提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められたとき。  |
| 贈賄         | 本学の役員、教職員、他機関の職員等に対して行った贈賄が発覚したとき。  |
| 独占禁止法違反行為  | 本学発注の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められたとき。 |
| 競争入札妨害又は談合 | 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。                       |
| 不正又は不誠実な行為 | 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められたとき。  |
| その他        | 上記に掲げる場合のほか、特別の事由により本学発注の契約の相手方として不相当であると認められたとき。   |